

○周南市民間建築物アスベスト調査事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間建築物に吹き付けられたアスベストの飛散による市民の健康被害の未然防止を図るため、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日国官会第2317号）に基づき、民間建築物に係る吹き付けアスベスト等の含有調査を行う者に対し、予算の範囲内で補助を行うことについて、補助金等交付規則（平成15年周南市規則第46号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) アスベスト調査事業 この要綱に基づき、建築物に施工されている吹き付け建材について、アスベスト含有の有無に係る調査、分析を行うことをいう。
- (2) 吹き付けアスベスト等 吹き付けアスベスト及び吹き付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築建材の重量の0.1%を超えるものをいう。
- (3) 建築物石綿含有建材調査者 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）第2条第2項又は第3項に規定する者をいう。

(補助の対象建築物)

第3条 補助金の交付の対象となる建築物（以下「対象建築物」という。）は、本市の区域内において、吹き付けアスベスト等が施工されているおそれのある民間の建築物とする。ただし、一戸建て住宅及び木造建築物は除く。

(補助の対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、対象建築物の所有者又は共同住宅等の管理組合（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条の規定に基づく管理組合をいう。）の代表者（以下「所有者等」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、所有者等が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の申請をすることができない。

- (1) 本市市税を滞納している場合
- (2) アスベスト調査事業に関し、国、他の地方公共団体又は本市の他の補助等の制度を活用している又は活用する場合
- (3) 同一箇所のアスベスト調査事業に対して、既に補助金の交付を受けている場合

(アスベスト調査に係る基準)

第5条 アスベスト調査事業は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 調査者は、建築物石綿含有建材調査者とする。

(2) 分析による調査は、J I S A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」により行うものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、アスベスト調査に要する費用のうち、消費税及び地方消費税を除いた額とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 前項に規定する補助金の額は、1棟当たり25万円を限度とする。ただし、同一敷地内の複数棟又は同一棟内の複数箇所の調査をする場合は、補助金の合計額の上限を25万円とする。

(交付の申請等)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、アスベスト調査事業（以下「補助対象事業」という。）に着手する前に、補助金交付申請書（別記様式第1号）及び補助対象事業実施計画書（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その審査をし、適当と認めるときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をし、補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により、前項の申請者に通知するものとする。

(事業の着手)

第8条 補助対象事業の着手は、交付決定後に行わなければならない。

(事業の内容の変更)

第9条 第7条第2項の規定により交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、補助対象事業変更申請書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(事業の中止又は廃止)

第10条 補助対象者は、交付決定後において、補助対象事業を中止又は廃止をしようとするときは、補助対象事業中止・廃止申請書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の変更の通知)

第11条 市長は、第9条に規定する補助対象事業変更申請書の提出があったときは、その審査をし、交付決定額を変更する必要があると認めるときは、補助金交付変更通知書（別記様式第6号）により、補助対象者に通知するものとする。

(実績報告等)

第12条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は市長が別に定める日のいずれか早い日までに、補助対象事業完了実績報告書（別記様式第7号）に次の各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) アスベスト調査に係る請負契約書の写し
- (2) 写真（調査の内容が確認できるもの）
- (3) 請求書又は領収書の写し（調査者又は調査者が所属する業者が発行したもの）
- (4) 分析機関が発行した分析調査結果報告書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助対象事業完了実績報告書の提出があったときは、内容の審査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助金確定通知書（別記様式第8号）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の額が確定した後に行う。

2 補助対象者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（別記様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第14条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、補助対象者に対し補助金交付決定取消通知書（別記様式第10号）により、通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助対象者に対し補助金返還命令書（別記様式第11号）により、補助金の返還を命ずるものとする。

（書類の保管）

第15条 この補助対象事業に関する書類は、補助対象事業終了年度の翌年度から起算して、10年間保存しなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

(有効期間)

- 2 この要綱は、次のいずれかに該当する日限り、その効力を失う。

(1) 国のこの事業に相当する事業が終了した日

(2) 令和8年3月31日

- 3 前項の規定により、効力を失った年度分までの予算に係る補助金については、本要綱はなおその効力を有する。

附 則 (令和3年3月19日要綱第25号)

この要綱は、令和3年3月19日から施行する。